

社会福祉法人広島新生学園 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島新生学園（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等は、理事会、評議員会、監事会、各種委員会等に出席する場合及び法人業務を嘱託して出張する場合の費用弁償は別表によって支給する。
ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

区分	甲 地 方	乙 地 方	適 要
鉄道賃	旅客運賃	旅客運賃	職員の旅費規程に準じた額を支給する。
船賃	〃	〃	
航空賃	〃	〃	
車賃	50 円	50 円	1 キロメートルごと
日当	2,000 円	2,000 円	日数に応じて支給する。
宿泊料	13,100 円	11,800 円	実際に宿泊した夜数に応じて支給する。